

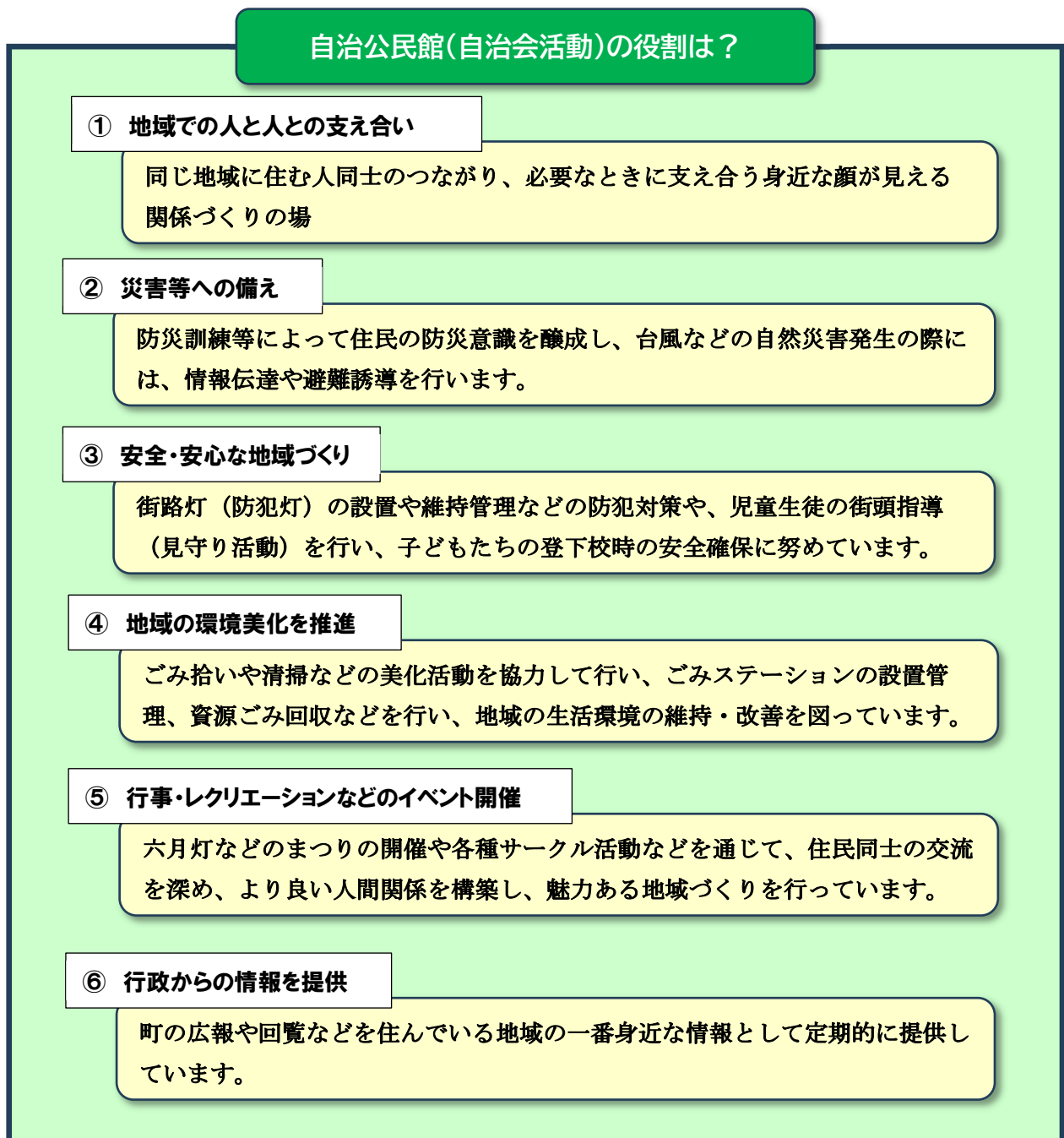
1. 自治公民館活動(自治会活動)の再認識

(1)「今こそ語ろう！」自治公民館活動(自治会活動)の必要性・重要性

自治公民館活動(自治会活動)は、同じ地域に住む人たちが、お互いに助け合い、支え合い、親睦を深めながら住みよいまちづくりを目指して活動する住民の皆さんに一番身近な自治組織です。

「いざ、という時に、あなたの周りに助け合える人はいますか?」、町が転入・転居者に対して配布しているパンフレットにあることばです。

地域の皆さんに加入を呼びかける際には、以下の自治公民館活動(自治会活動)の役割に基づいた必要性・重要性をしっかりと語り、伝えていくことが重要です。



(2) 「今こそ考えよう！」自治公民館活動（自治会活動）がなくなったらどうなるのか

自治公民館活動（自治会活動）をするメリットがわからないし、自分が脱退したところで何も変わらない。広報誌も回覧も、スマホがあれば見られるし、自治公民館自体、無くてもいいんじゃないか、とお考えの方もいらっしゃるかもしれません。

では、地域に自治公民館活動（自治会活動）がなくなってしまうたら、どのようなことが起こるのか、考えてみたいと思います。

① 地域の防災・防犯力は大丈夫？

- ・地震や大雨などの災害の時、助け合える「顔の見える関係」がなくなるため、自分で自分を守ることができないときは、役場や消防に頼らないといけなくなるよ。大きな災害などでは、役場や消防がすぐに来てくれるか、わからないね。
- ・そもそも地域の消防団がなくなってしまうたら、救助してもらえないこともできないね。火事や災害の際は、誰が守ってくれるんだろう。
- ・ご近所づきあいがなくなると、知らない人が地域を徘徊していても不審者とは気づきませんね。空き巣などへの防犯力は、下がってしまうよ。公民館（支部）で管理している地域の防犯灯は、電気代も払えなくなり、電球交換もできなくなるね。



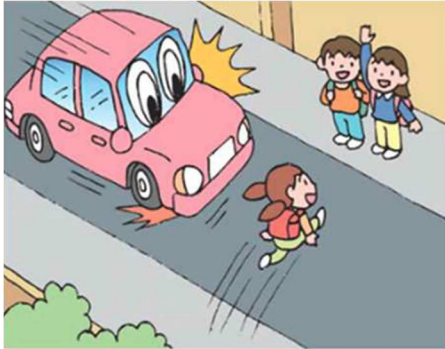
② ごみステーションは誰が管理するの？

- ・公民館（支部）で設置しているごみステーションは、自分たちでお金を出し合いステーションを管理しないとイケないね。定期的な掃除や、修繕も自分たちでしないとイケないんだね。



③ 地域の子どもや高齢者の見守りは大丈夫？

- ・毎朝、通学路で黄色の旗をもって、子どもの見守りをしてくれていた方は、いなくなってしまうね。車の事故や、不審者などから地域の子どもが守れなくなるんじゃないかな。
- ・今まで、地域の困りごとなどの相談を受けてくださっていた民生委員・児童委員は、いなくなってしまうね。そうすると、高齢者の一人暮らしの見守りは、大丈夫かな。元気な高齢者の居場所である高齢者サロンも、自治公民館から活動資金をもらって活動しているところが多いと聞くよ。



④ 行政との橋渡しがなくなるけど大丈夫？

- ・月に1回、まわってくる回覧や広報誌はもう届かないの？
スマホで見られる人はいいいけど、見られない人は、どうすればいいんだろう？健康診断や、税の申告など大事な情報もたくさんあるよ。
- ・地区座談会もなくなっちゃうのかな。困りごとは、どこに言ったらいいんだろう？



⑤ 地域のイベントや清掃はしなくていいの？

- ・以前は、夏には六月灯があって顔を合わせていたけど、敬老会もなくなるのかな。
- ・町内一斉清掃の日は、自分の家の周りだけはきれいにして、公民館の周りや地域内の空き缶などのごみ拾いはしなくていいから、楽だけど、それでいいのかな？



5つの起こり得る想定をあげてみました。これ以外にも何か困ることがあるかもしれません。

自分や家族の^{しあわせ}幸福を考えると、周りの人も^{しあわせ}幸福であってほしいと思うのは自然なことで、自分の住んでいる地域を安心・安全に保つのは、誰か別の地域の人ではなく、この地域に住む私たちである、ということを忘れないことが大事なのではないでしょうか。

(3) そもそも自治公民館って何？地区公民館（地区分館）と自治公民館の違いは？

自治公民館って何？

本町では、昭和 39 年から「住民自治活動」と「社会教育活動」という目的の異なる活動が、9つの地区公民館で行われてきました。

しかし、範囲が広すぎるなどの問題を抱えていたことから、平成 4 年、集落を単位とした 29 の自治公民館へ再編されました。（平成 9 年から 30 自治公民館へ）

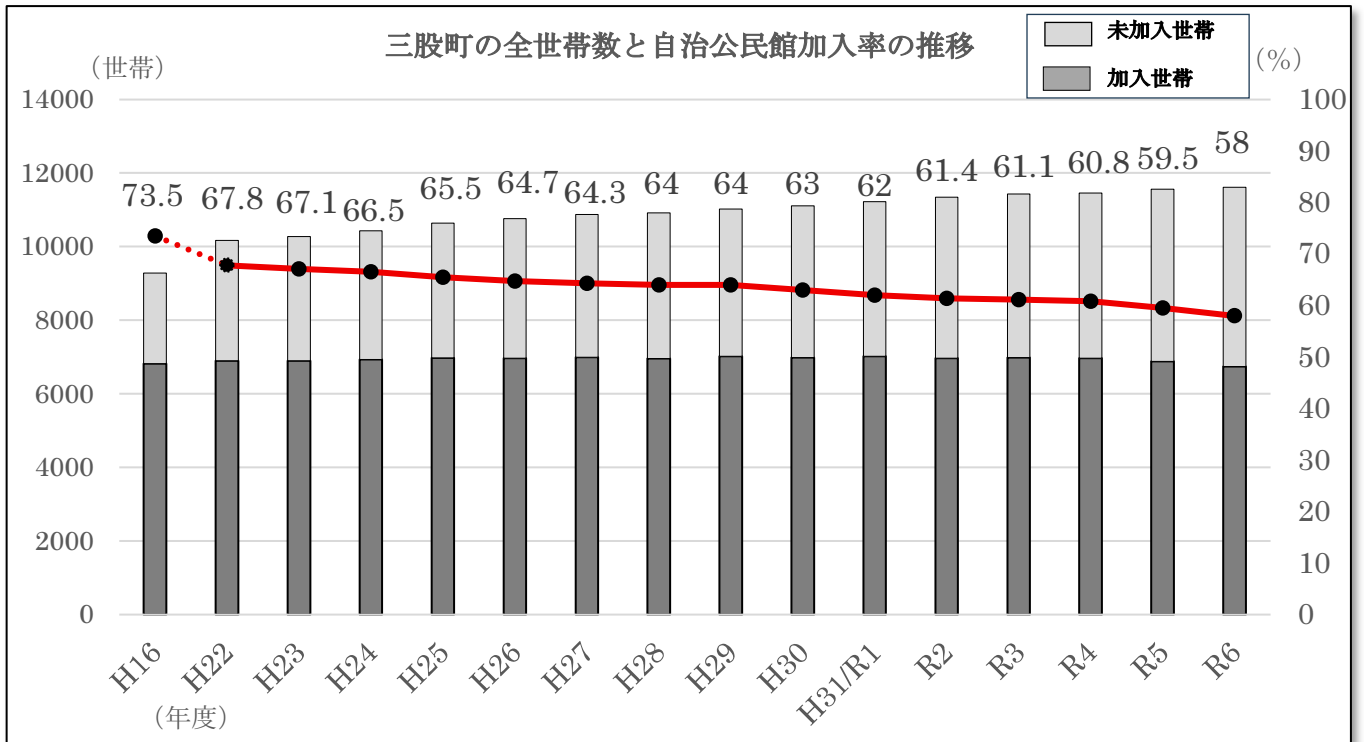
このことにより、「住民自治は身近な 30 の自治公民館で、社会教育は中央公民館（各地区分館）で」という区分が明確となりました。

区 分	住民自治活動	社会教育活動
活動主体	自治公民館	中央公民館(各地区分館)
目 的	地域の生活支援・親睦・安全	地域教育・文化の推進
性 格	自主的共同管理組織	教育機関(教育委員会)
内 容	清掃、防災、回覧、レクリエーションなど	講座、学級、学習など
財源(資金)	館費、支部費、補助金ほか	町教育委員会の一般財源
法的根拠	任意団体(法的根拠なし)	公民館法、社会教育法に準拠



2. 自治公民館の加入状況

(1) 加入率の現状と推移



年度	H16 2004	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31/R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024
未加入世帯	2,462	3,272	3,375	3,496	3,666	3,800	3,876	3,959	4,003	4,122	4,209	4,374	4,448	4,485	4,684	4,872
加入世帯	6,818	6,896	6,897	6,933	6,973	6,962	6,995	6,958	7,020	6,984	7,015	6,969	6,979	6,969	6,877	6,737
(全世帯数)	9,280	10,168	10,272	10,429	10,639	10,762	10,871	10,917	11,023	11,106	11,224	11,343	11,427	11,454	11,561	11,609
加入率	73.5	67.8	67.1	66.5	65.5	64.7	64.3	64	64	63	62	61.4	61.1	60.8	59.5	58

(三股町H/P【住民基本台帳による行政区別人口・世帯数】から町民室が作成した『自治公民館加入率』の各年6月分を抜粋)

令和8年3月1日現在、三股町全体の自治公民館の登録団体数は30団体、加入世帯数は、6,575世帯で、加入率は56.6%となっています。

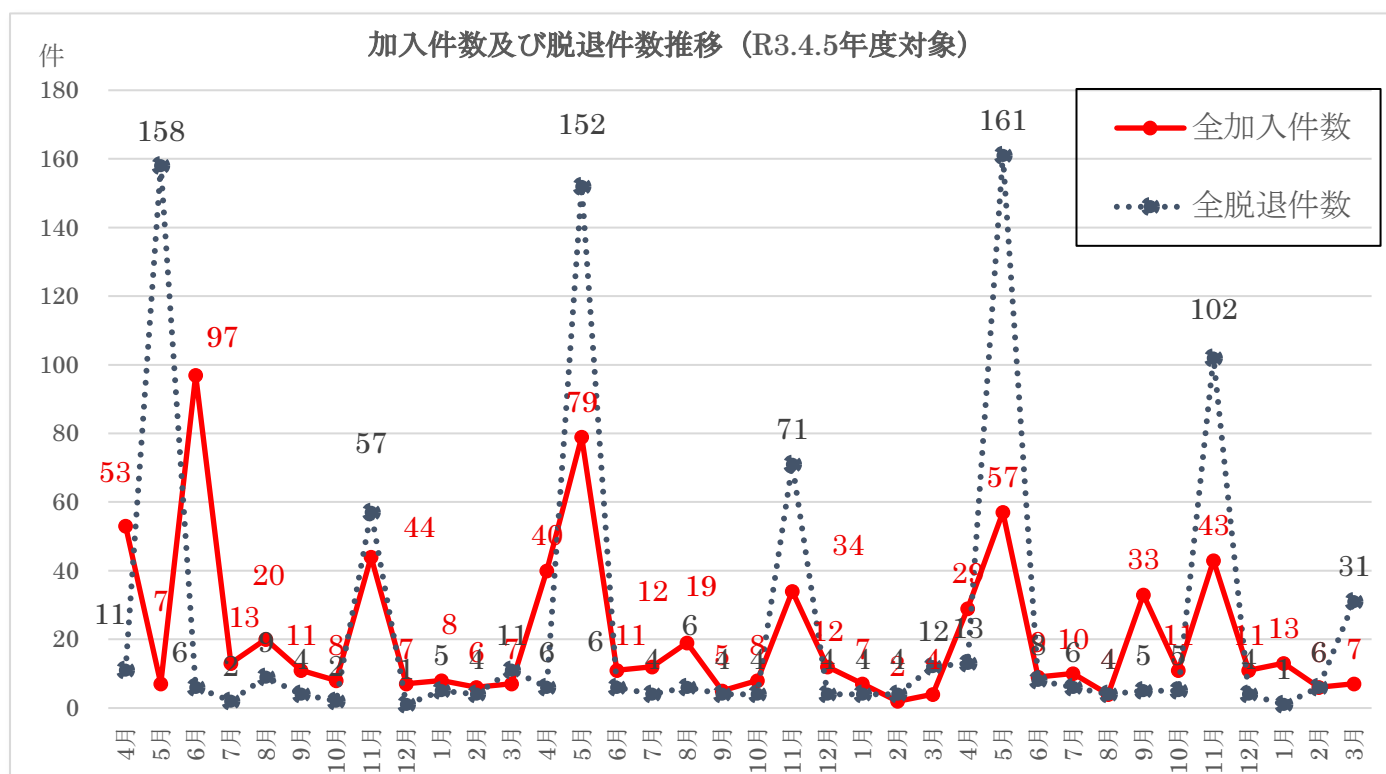
この数値は、本町が集計を取り始めた平成16年度の73.5%から、年々下がっています。

(2) 加入率低下の要因

加入率低下の要因については、人口減少や高齢化、共働き世帯の増加など、様々な要因が考えられます。ここでは、近年の本町での特徴や未加入者からのお声を紹介します。

① 加入件数よりも脱退件数の方が多い

転入や転居により加入戸数は横ばいで推移しているものの、もともと加入していた会員が、まとめて脱退するケースも出てきています。支部長などからは、「脱退したい」という会員に対して公民館加入のメリットなどをうまく伝えることができなかった、などのお声もいただいています。



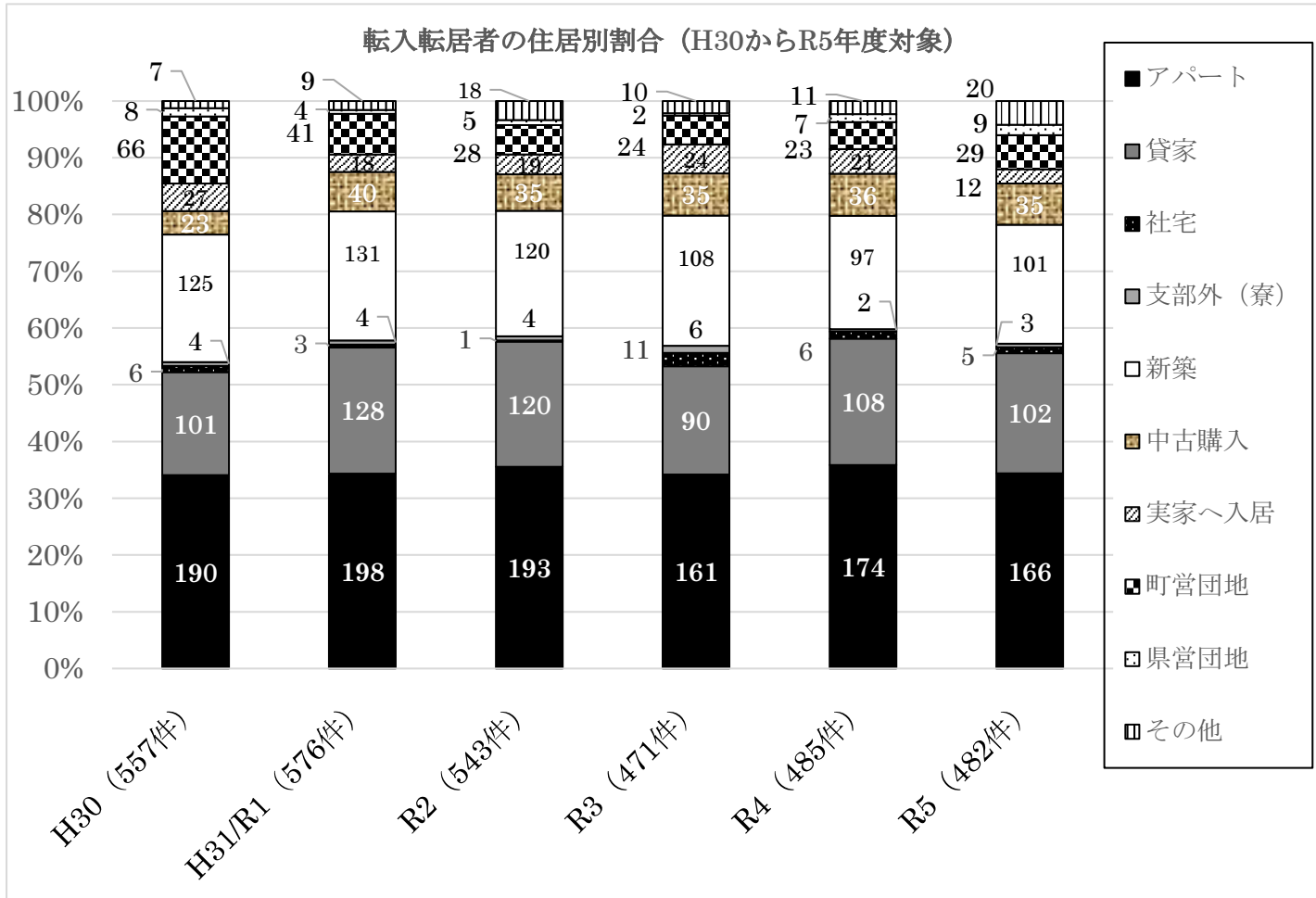
年度	R3 (2021) 年度												R4 (2022) 年度												R5 (2023) 年度												3年間の合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
全加入件数	53	7	97	13	20	11	8	44	7	8	6	7	40	79	11	12	19	5	8	34	12	7	2	4	29	57	9	10	4	33	11	43	11	13	6	7	747
全脱退件数	11	158	6	2	9	4	2	57	1	5	4	11	6	152	6	4	6	4	4	71	4	4	4	12	13	161	8	6	4	5	5	102	4	1	6	31	893

- ・全加入件数は『町民室月集計』より、全脱退件数は『支部加入・支部脱退名簿』より抜粋。
- ・□部分は行政支部名簿の調査月(年2回 5月・11月)のため、件数が多くなっている。

町民室月報集計によると、令和3年から令和5年までの3年間で、加入件数が747件、脱退件数が、893件となっており、146件加入世帯が減っていることが分かります。

② 転入・転居者は、アパートや貸家が多く、活動に関心の低い方が多い

転入・転居者の住居別割合を調査したところ、新築、中古購入などが一定数あるものの、アパート、貸家の割合が多く、加入率低下の要因となっていると考えられます。



町民室月報集計によると、平成30年から令和5年までの6年間で、転入転居者3,114件のうちアパート、貸家、社宅とこたえた方が、1,786件であり、全体の57.35%になります。

一般的に自治公民館活動（自治会活動）への関心の低い層が多く転入・転居していることも、加入率低下の要因と考えられます。

(3) 加入しない主な理由

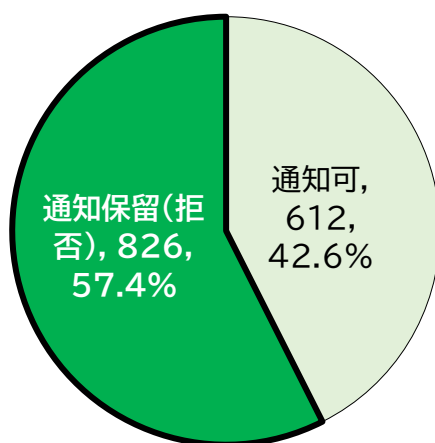
転入・転居者が、役場窓口で届け出を済ませると町民室に案内されます。町民室において、住んでいる地区の自治公民館や支部についての説明を受けます。その後、転入・転居者の個人情報を館長や支部長に通知してよいか伺います。その際に、「通知保留」と選択した方の理由を町民室で伺っています。

町民室月報による令和3年から令和5年までの3年間で、町民室窓口で案内した1,438件については、以下のとおりとなっています。

Q:あなたの氏名、連絡先などを公民館長や支部長に教えてもいいですか？

A:いいですよ。(通知)

A:いや、教えなくてください。(通知保留)



Q:よろしければ、通知保留の理由を教えてくださいませんか？

理由	件数	割合(%)
① 同居の家族などが既に参加している。	28	3.4
② 家族と相談してから。	28	3.4
③ アパート・貸家などに入居のため。(近い将来、転居を予定している。)	640	77.5
④ 仕事や子育て、介護などで行事への参加が難しい。	1	0.1
⑤ ひとり暮らしや共働きのため、役員ができない。	0	0.0
⑥ 公民館費・支部費の支払いが難しい。	1	0.1
⑦ 理解できない制度があるため。(例えば、行事不参加時の罰金など)	0	0.0
⑧ 以前は加入していたが、疑問を感じ脱退したため。	1	0.1
⑨ 人付き合いが苦手なため。	1	0.1
⑩ 支部に参加しなくても、不都合がないため。	9	1.1
⑪ 転入・転居の手続きに代理で来たため。	0	0.0
⑫ その他 (多くは、支部長に直接相談するので、公民館長や支部長へは通知不要との申し出による。)	117	14.2
合計	826	100